

微量PCB機器の分析費、処理費の助成を**引き続き実施**します

東京都は、中小企業の皆さまが都内に保有する微量PCBに汚染された可能性のあるトランス等の電気機器の絶縁油の分析費、微量PCBが含まれた電気機器の処理費の助成を行っています。

処理のさらなる促進のため、この助成制度を引き続き実施します。

1 支援事業の実施期間

平成28年3月31日まで ➡ 平成33年3月31日まで

2 支援事業の概要

□ 分析費助成

(1) 助成対象

都内にある微量PCBに汚染された可能性のあるトランス等電気機器

(2) 助成額

試料採取費及び分析費の1/2

助成限度額 12,500円/台

□ 処理費助成

(1) 助成対象

ア 微量PCB絶縁油が封入されたトランス、コンデンサ等の電気機器

イ 微量PCBの含有が確認された絶縁油（トランスからの抜油経費を含む。）

ウ 微量PCB絶縁油が付着し、又は封入されたドラム缶等の容器

(2) 助成額

上記(1)の機器等の処理費（処分費と収集運搬費の合計）と微量PCBを含まない場合の処理費の差額の1/2、かつ、助成限度額以内の額

電気機器の容量	助成限度額
75kVA以上	450千円
30kVA超75kVA未満	350千円
30kVA以下	250千円



トランス（変圧器）

3 助成対象者

都内において微量PCB廃棄物を所有している中小企業等

4 助成申請先

公益財団法人東京都環境公社 (<http://www.tokyokankyo.jp/activity/technology/pcb/>)

【問い合わせ先】

環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課規制監視係 PCB担当

電話 03-5388-3573（直通）